

西区のマスコットキャラクター「にしまろちゃん」使用基準

制定 平成 23 年 4 月 18 日
最近改正 令和 3 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この基準は、西区のマスコットキャラクター「にしまろちゃん」(以下「にしまろちゃん」という。)を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 「にしまろちゃん」を使用する者(以下「使用者」という。)は、横浜市西区の広報及び西区行政を推進するための啓発に使用するものとする。

(使用条件)

第 3 条 「にしまろちゃん」イラスト、画像等を使用する印刷物等の媒体、及び着ぐるみが出演するイベントなどについては、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、政治的行為に関わるものでないこと。
- (3) 宗教団体(法人)やその他の個人または任意団体が行う宗教活動に関するものでないこと。
- (4) 営利団体・企業が行う営利活動に関するものでないこと。ただし、区内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者については、中小企業振興の観点から別途使用基準を定めるものとする。
- (5) キャラクターを著しく変形させて使用しないこと、又は立体物でその表現がキャラクターの立体物と認められること。
- (6) その他、西区のイメージを損なうものでないこと。

(使用の申請)

第 4 条

- (1) 使用者は、あらかじめ使用承認申請書(様式 1)を西区区政推進課長あてに提出し、その承認(様式 2)を受けなければならない。
- (2) 「にしまろちゃん」着ぐるみ、及びぬいぐるみの仮予約は、使用を希望する月の二か月前の月の 1 日 8 時 45 分から受け付ける。(土・日・祝日を除く)

(使用料)

第5条 「にしまろちゃん」の使用料は、無料とする。

(使用の報告)

第6条 「にしまろちゃん」を使用して物品等を作成した場合は、完成品を一部提出すること。また、着ぐるみを使用しイベント等を開催した場合は、当該イベント等における「にしまろちゃん」の写真を撮影し、提出すること。なお、提出された作成物及び写真は、西区の広報に使用することを了承すること。

(責任の制限)

第7条 「にしまろちゃん」の使用により使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、西区は一切の責任を負わない。

(特例)

第8条 この使用基準の運用にあたって疑義が生じた場合は、使用者と西区で協議して定める。

(信義誠実の原則)

第9条 使用者は、「にしまろちゃん」が西区のマスコットキャラクターであることを認識し、この基準を信義誠実に履行するものとする。

(委任)

第10条 この使用基準に定めるもののほか、「にしまろちゃん」の使用に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この基準は、平成23年4月18日から適用する。

(附則)

この基準は、平成24年11月1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成27年10月13日から適用する。

(附則)

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

西区のマスコットキャラクター「にしまろちゃん」着ぐるみの使用基準

1 貸出条件について

キャラクターの行動が、西区マスコットキャラクター「にしまろちゃん」使用基準第3条各号の条件を満たすようにしてください。

疑義がある場合は、担当と調整してください。

また、申請内容に変更が生じた場合は速やかに連絡してください。

2 キャラクター設定について

(1) 原則として声は出しません。

(ただし、区役所の事情で一定の条件のもと、声を出す場合もあります。)

(2) 過激な行動はしません。

行政のマスコットキャラクターですので、悪役にはしないようご配慮願います。

3 使用上の注意について

(1) 毀損や激しい汚れ等を生じさせた場合は、修理等をし、復元してください。

(2) 水等で濡れた場合は、完全に乾かしてから返却してください。

(3) クリーニング等は必要ありませんが、タイツだけは洗濯して返却してください。

(4) 区役所開庁日に、返却してください。

(5) 修理・修復で復元ができない場合やその他疑義がある場合は、ご相談ください。

4 活動写真の提供のお願い

活動の様子の写真をデータでご提出ください(プリントアウトしたものでも可)。なお、横浜市又は西区の広報に使用する場合がありますので、ご了承ください。

担当 横浜市西区区政推進課広報相談係

TEL 045-320-8321

FAX 045-314-8894

E-mail ni-koho@city.yokohama.jp

西区のマスコットキャラクター「にしまろちゃん」 区内中小企業者の商品・宣材等に対する使用基準

最近改正 平成 24 年 11 月 1 日

1 貸出条件について

区内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者（※）が、商品・宣材等への「にしまろちゃん」使用を希望する際は、次の内容のいずれにも適合することを条件として、使用を認めるものとします。

(1) 対象企業について(ア、イともに該当すること)

ア 横浜市入札・契約有資格者名簿に登載されていること。

イ 法令等に違反する営業活動等を行っていないこと。

(2) 使用態様について

対象企業の商品、宣材等に掲載する際、「西区のマスコットキャラクター にしまろちゃん」の表示を行うこと。

2 成果品又は写真提供のお願い

成果品を1個以上又は成果品データ（プリントアウトでも可）をご提供ください。なお、横浜市又は西区の広報に使用場合がありますので、ご了承ください。

担当 横浜市西区区政推進課広報相談係

TEL 045-320-8321

FAX 045-314-8894

E-mail ni-koho@city.yokohama.jp

※【参考】中小企業者の定義：横浜市中心企業振興基本条例第2条第1号の規定による。

「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの」
(中小企業基本法第2条第1項)

1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（2～4に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

2 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

4 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの